

消防予第 349 号
平成 27 年 9 月 4 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の
技術上の基準の特例の適用について (通知)

消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 25 年政令第 368 号) 及び消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 26 年政令第 333 号) により、これらの政令による改正後の消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。) 第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物については、原則として、面積にかかわらずスプリンクラー設備を設置しなければならないこととされました。

また、「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和 50 年 4 月 15 日付け消防予第 41 号、消防安第 41 号) 2 (2) により、防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分 (以下「住宅部分」という。) が存するもののうち、令別表第 1 (1) 項から (15) 項までに掲げる防火対象物 (以下「令別表対象物」という。) の用途に供される部分の床面積の合計が住宅部分の床面積の合計より大きいものについては、全体を令別表対象物として取り扱うこととなっております。

これらにより、住宅部分を含めた防火対象物全体に対してスプリンクラー設備等の設置を要する場合がありますが、個々の防火対象物の状況によっては、必ずしも住宅部分にスプリンクラー設備の設置を要しないことも想定されることから、その際の考え方について、下記のとおりとりまとめましたので、令第 32 条を適用する際の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、その一部に住宅部分が存するものであって、次の(1)から(4)に掲げるすべての条件に該当する場合にあっては、住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないと考えられること。

なお、次の条件に該当しない場合であっても、個々の防火対象物の状況に応じて、他の防火措置を講ずることにより、同等の防火安全性能を有していると認められるときは、同様に住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないこととすることも考えられること。

- (1) 主要構造部が、準耐火構造であること。
- (2) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。
- (3) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
- (4) 住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでないこと。

消防庁予防課設備係 担当：近藤、久保田 電話：03-5253-7523 F A X：03-5253-7533
